

平成 19 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ネットプライスドットコム
代表者名 代表取締役社長 兼 グループ CEO 佐藤 輝英
(コード番号 3328 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 兼 コーポレート本部長 中村 浩二
電 話 03 - 5739 - 3350

当社従業員、関係者並びに関係会社の取締役及び従業員等に対する ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

本日開催されました取締役会において、当社従業員、関係者並びに関係会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて下記のとおり決議し、平成19年12月19日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

会社法第 236 条、第 238 条並びに第 239 条の規定に基づき、当社従業員、関係者並びに関係会社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社従業員、関係者並びに関係会社の取締役及び従業員に対して業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 本株主総会において決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
 - (1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 850 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。
 - (2)新株予約権の数
850 個を上限とする。
なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は 1 株とする。
ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - (3)新株予約権と引換えに払込む金額
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。
 - (4)新株予約権の割当日
新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値の金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年12月20日から平成29年12月19日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社従業員、関係者並びに関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

その他の新株予約権の行使に関する条件については、取締役会決議により定めるところによる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、



当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定するものとする。

以上